

労働組合日本プロ野球選手会の労使交渉過程

— 1993 - 2004年を中心に —

阿部 武尊 (一橋大学大学院博士後期課程)

The process of the labor negotiations of Japan Professional Baseball Players Association, 1993 - 2004

ABE Takeru

(Graduate School of Social Science, Hitotsubashi University)

Abstract

The purpose of this study is to clarify the process of labor negotiation by Japan Professional Baseball Players Association (JPBPA) in order to capture the change of the status of the players, who are the important persons concerned in the professional baseball world. This article focuses the period from 1993, when a free agent (FA) system was introduced to 2004, when the JPBPA went on strike for the first time in baseball history in Japan.

After introduction of a FA system, the JPBPA continued to succeed in a certain level of improvement of the working conditions.

And, since 1999, the JPBPA addressed the structural improvement of the baseball world as new movements.

However, the Nippon Professional Baseball Organization (NPB) often made the player's working conditions worse without the JPBPA's recognitions. The worst of them was the baseball alignment in 2004. The JPBPA engaged in collective bargaining and strike with their legal rights as a labor union. As a result, they stopped reduction of the number of the clubs, stopped making their working conditions worse, and obtained the chances of discuss about structural improvements of Japanese professional baseball with the NPB.

We should pay attention to having gained such achievements by the JPBPA under the condition which the NPB seems to lead the process of the negotiation.

1. はじめに

労働組合日本プロ野球選手会 (以下、選手会) は、日本野球機構 (以下、機構) 12球団に所属する日本人選手全てが会員となっている労働組合である¹⁾。日本プロ野球においては、選手の契約・

労働条件にかかわる規約として、日本プロフェッショナル野球協約 (以下、野球協約) と統一選手契約書 (以下、統一契約書) が存在する。野球協約・統一契約書の改正は、セントラル・パシフィック両リーグ会長²⁾と各球団代表によって構成される実行委員会の議決に加え、重要な事項について

は各球団オーナーによって構成されるオーナー会議の承認を経て行われていた。こうした制度の存在から、日本プロ野球における労使関係は機構・球団主導であるとされてきた。さらに、統一契約書の条文については、たとえ球団・選手間の合意があったとしても変更することができず、唯一交渉の余地が残されている参稼報酬（年俸）の額についても、野球協約上の保留選手制度によって、選手が自らの意思によって所属球団以外の球団へ移籍することが認められていないことから、選手は所属球団との契約交渉において非常に不利であり、球団の提示する条件が満足できるものでなかったとしても、選手を続けるためには契約せざるを得ない立場であった。こうしたことから、プロ野球の存立に必要な存在であり、重要な当事者であるにもかかわらず、選手の地位は低く位置づけられており、諸権利の保障もなされてこなかった。

しかし、選手会は労使交渉によって、限定的ではあるものの、選手の地位を向上させてきた。1985年に労組として東京都地方労働委員会に認可されて以降、選手会は諸労働条件・待遇の改善を実現し、1993年には選手会が機構・球団側に譲歩しながらではあったがFA制度導入にこぎつけ、選手・球団間の対等な立場での契約交渉の土台を築いた³⁾。では、1993年以降、選手の労働条件・待遇や球界内における地位はどのように変化していったのか。

本稿では、プロ野球界における重要な当事者である選手に着目し、その地位の変化の一端を捉えるために、1993年のFA制度導入後から、2004年の選手会によるプロ野球史上初のストライキ実施までの時期を中心に、労使交渉過程について明らかにする。

選手会に関する史料の状況であるが、選手会事務局によると、大会議事録及び決議事項に関する史料については、1985年から1997年までのものについては所在不明となっている。1998年以降のものについては選手会事務局に保管されているが、当時の選手会役員が現在監督・ゼネラルマネー

ジャー等球団側の役職についていること、また、現在機構側との協力で事業を行っていることから、機構側との関係が懸念されるとの理由により、非公開となっている⁴⁾。こうした史料の状況から、本稿では新聞記事、選手会による著書、そして野球雑誌『週刊ベースボール』（ベースボール・マガジン社）掲載の選手会による連載記事「選手会通信」を用いることとする。

2. FA制度成立以後の選手の労働条件・待遇の変化

選手会は、7月と12月の年2回の大会を開催している。大会での決議をもとに、機構側との労使交渉が行われている。労使双方の組織については、【表1】にまとめた。

FA制度成立以後も、選手会は労働条件・待遇のさらなる改善を目指し、機構・球団側に対して要求を続けた。その一方で、機構・球団側からの、選手にとって労働条件・待遇の改悪と考えられるような要求も行われるようになった。そのため選手会は、労働条件・待遇の改悪への対応にも追われることとなった。

(1) 労働条件・待遇改善の要求

1993年9月21日、一定の条件を満たした選手に移籍の権利を認めるFA制度の導入が決定した⁵⁾。しかし、同年のFA有資格者は60名、そのうち申請者は松永浩美、駒田徳広、石嶺和彦、落合博満、申請の後読売ジャイアンツに残留した楨原寛己の5名と、実際に権利を行使できたのは一部の選手のみであった。そのため、選手会は12月7日の大会において、他球団との交渉解禁を早めること、最短10年となっていた資格取得年数の短縮、選手獲得の見返りとしての補償金の減額といった改善を要求することを決定した⁶⁾。これらの要求は、1994年1月27日の機構側の選手関係委員会との交渉において行われた⁷⁾。資格取得年数、付帯条件等について話し合われた結果、3年後の1997年9月1日の交渉において、FA資格取得条件が9年に短縮された（ただし、逆指名制度により

表1：労使組織表

労組選手会		
・役員	会長	組織の代表者
	副会長	会長の補佐
	運営委員	機構側との交渉担当。選手・顧問弁護士・事務局員（長）で構成される
	会計	
・事務局	事務局長、事務局次長、事務局員、総務、経理	
↓		
労使交渉		
労組選手会	会長、運営委員	
機構側	選手関係委員会	
↑		
機構側（日本プロフェッショナル野球組織）		
・コミッショナー	組織の代表者。 職権：①指令、裁定、制裁、②会議の招集、③日本シリーズ、オールスター試合の管理	
・実行委員会	意思決定機関。両リーグ会長＋各球団代表者により構成される。 審議事項：①コミッショナー選任、②コミッショナー代行機関の設置、③地域権関係、④組織の参加資格関係、⑤野球協約・統一契約書等関係	
・オーナー会議	実質的な最高意思決定機関。各球団オーナーにより構成される。 審議事項：実行委員会審議事項中①乃至④、及び⑤の重要な事項の承認	
・特別委員会	選手契約に関係ある事項について審議。過去一度も開催されず	
・各種委員会	選手関係委員会（選手会との交渉担当）など	

（注）日本プロ野球選手会公式ホームページ（<http://jpbpa.net/>）、日本プロ野球選手会『プロ野球の明日のために選手たちの挑戦』平凡社、2001年、236ページ、松原氏への聞き取り調査をもとに作成。

入団した選手は10年)⁸⁾。その他の待遇に関しても、障害補償金（第一級労災3000万円など）については、同年1月25日に一律倍増が決定した⁹⁾。また、労組として認可されて以降選手会が継続して要求していた追加参稼報酬の最高限度額¹⁰⁾（一軍最低年俸）の増加についても1996年3月12日付で1200万円から1300万円へと改正される¹¹⁾など、FA制度導入以後も、選手の労働条件・待遇は一定の改善が見られた。

一方で、一軍最低年俸とともに要求していた参稼報酬の最低保障額（最低年俸）の400万円から500万円への増額については、440万円という額にとどまったものの2000年7月17日付で増額が認められた。

(2) 労働条件・待遇改善への対応

また、年間130試合であった公式戦試合数について、機構・球団側では、140試合制を希望するセ・リーグと、セ・パ交流戦の導入を希望するパ・リーグで意見が分かれていたが、吉国一郎コ

ミッショナーの裁定により、1997年より135試合とすることが1996年9月30日に決定した¹²⁾。選手会の下承を得ることなく試合数の増加を決定したことから、選手会は不満を表明したが、11月19日の選手関係委員会で、日程面で選手のコンディションを考慮することを要望した上で最終的には受け入れた¹³⁾。さらに、同日、25%以内と定められていた参稼報酬の減額が、参稼報酬1億円以上の選手については30%まで認められることとなった¹⁴⁾。しかも、この条項には選手の同意があれば制限を超える減額も認められることが従来から定められていたため、制限を大幅に超える減額を提示された選手も存在した。

以上のように、FA制度導入以降も、選手会は選手の労働条件・待遇の改善に継続して取り組み、FA資格取得年数の短縮や最低年俸・障害補償額の増加等については、一部実現させた。しかし、機構側が参稼報酬の減額制限を緩和し、また選手会の下承を得ずに公式戦試合数の増加を決定

表 2：選手の労働条件・待遇改善項目一覧

改善項目	年	結果
追加参稼報酬の最高限度額	1996	1200万円→1300万円に引き上げ
障害補償金	1996	第一級労災3000万円など→一律倍増
FA資格取得年限	1997	最短9年に短縮（ドラフト逆指名入団選手は10年）
最低参稼報酬	2000	400万円→440万円に引き上げ（ただし選手会の要求額は500万円）
年俸の代理人交渉	2000	容認されたが、一部球団では認めないケースも

（注）本文より筆者作成。

表 3：選手の労働条件・待遇改悪項目一覧

改悪項目	年	結果
公式戦試合数	1996	130試合→135試合に増加（1997年から）
	2000	135試合→140試合に増加（2001年から、ただしパ・リーグにおいては2004年に135試合+プレーオフ制度導入）
参稼報酬の減額制限	1996	25%以内→参稼報酬1億円以上の選手は30%以内に緩和

（注）本文より筆者作成。

するなど、機構・球団主導による労働条件・待遇の改悪もみられるようになったため、選手会是对応を迫られた。当該時期における選手の労働条件・待遇の改善については【表 2】に、改悪については【表 3】に示した。

なお、機構・球団主導による一方的な労働条件・待遇改悪の背景には、有望選手の海外移籍に伴い戦力や人気が低下することによる収益の減少や、選手の年俸の上昇による支出の増加への危機感があったと考えられる。

【表 4】は、プロ・アマを問わない日本人選手

の海外プロ野球への移籍状況である。注目すべきは、1995年以降に日本人選手のメジャー・リーグへの移籍が本格化していることである。また、【表 5】には1995-2004年にメジャー・リーグでプレーした日本人選手20名の一覧を示した。マック鈴木と多田野数人を除いた18名は日本プロ野球からの移籍で、その多くは所属球団において主力選手であった。こうした選手の移籍は、戦力や人気の面でマイナスであり、その対応策として球団は外国人選手による補強も考えていたのである。事実、1996年7月20日のプロ野球実行委員会では、メジャー・リーグへの移籍を希望していた伊

表 4：日本人選手の海外移籍状況

日本人選手の海外移籍状況	～1982	1982～1994	1995～1998	1999～2002	2003～2006	2007～2009	合計	%
メジャーリーグ	1	0	5	9	11	17	43	16.5%
マイナーリーグ	6	1	19	13	8	11	58	22.2%
米独立リーグ	1	3	7	24	1	*	36	13.8%
韓国	0	28	0	2	6	2	38	14.6%
台湾	0	6	9	28	16	9	68	26.1%
中国	0	0	0	0	2	0	2	0.8%
カナダ	0	0	0	0	1	0	1	0.4%
メキシコ・中米	0	1	0	2	2	3	8	3.1%
ヨーロッパ	0	0	0	3	3	0	6	2.3%
オーストラリア	0	0	0	0	1	0	1	0.4%
合計	8	39	40	81	51	42	261	100.0%
							[228]	

（注）日本から海外への移籍の回数による集計。カッコ内は実数。

Takahashi Yoshio and Horne John 'Moving with the bat and the ball - The migration of Japanese baseball labour, 1912-2009', Maguire J and Falcous M eds. 'Sport and Migration', Routledge, 2011, pp. 46-55.より筆者作成。

表5：日本人メジャーリーガー一覧

選手名	移籍年 (昇格年)	移籍先
野茂英雄	1995	ロサンゼルス・ドジャース
マック鈴木	(1996)	シアトル・マリナーズ
長谷川滋利	1997	アナハイム・エンゼルス
柏田貴史	1997	ニューヨーク・メッツ
伊良部秀輝	1997	ニューヨーク・ヤンキース
吉井理人	1998	ニューヨーク・メッツ
木田優夫	1999	デトロイト・タイガース
大家友和	1999	ボストン・レッドソックス
佐々木主浩	2000	シアトル・マリナーズ
イチロー	2001	シアトル・マリナーズ
新庄剛志	2001	ニューヨーク・メッツ
野村貴仁	2002	ミルウォーキー・ブルワーズ
小宮山悟	2002	ニューヨーク・メッツ
石井一久	2002	ロサンゼルス・ドジャース
田口壮	2002	セントルイス・カーディナルス
松井秀喜	2003	ニューヨーク・ヤンキース
松井稼頭央	2004	ニューヨーク・メッツ
大塚晶則	2004	サンディエゴ・パドレス
高津臣吾	2004	シカゴ・ホワイトソックス
多田野数人	(2004)	クリーブランド・インディアンズ

(注) 北海道日本ハムファイターズチーム統轄本部『大谷翔平君 夢への道しるべ〜日本スポーツにおける若年期海外進出の考察〜』2012年11月10日付をもとに筆者作成。

良部秀輝の所属球団であった千葉ロッテマリーンズが、一軍外国人枠の見直しを検討するように提案していた¹⁵⁾。

加えて、【表6】に示したように、選手の年俸の上昇により球団の支出額が増加し、収益を補うための試合数増加の強行や、支出を削減するための参稼報酬の減額制限の緩和につながったと考えられる。

さらに、福岡ダイエーホークスの親会社であったダイエーと、後述するように大阪近鉄バファローズの親会社であった近畿日本鉄道が2004年限りで球団を手放しており、球団の親会社の経営難があったことも一因と考えられる。

3. 球界構造改革への取り組みの始まり

選手会は、前述のような労働条件・待遇の改善には直結せず、かつ少年野球教室のような慈善事業とも異なるような活動も行うようになった。具

表6：年俸額の推移（全球団）

年度	選手数 (名)	平均年俸 (万円)	年俸合計 (万円)	前年比 (%)
1980	682	602	410,564	
1981	680	658	447,440	9.3
1982	681	727	495,087	10.5
1983	679	814	552,706	12.0
1984	684	907	620,388	11.4
1985	677	979	662,783	7.9
1986	681	1,047	713,007	6.9
1987	687	1,106	759,822	5.6
1988	678	1,246	844,850	12.7
1989	677	1,328	899,117	6.6
1990	675	1,526	1,029,846	14.9
1991	676	1,688	1,140,799	10.6
1992	788	1,759	1,385,728	4.2
1993	774	1,963	1,519,403	11.6
1994	769	2,355	1,811,240	20.0
1995	763	2,700	2,059,949	14.6
1996	754	2,787	2,101,352	3.2
1997	743	2,908	2,160,927	4.3
1998	739	3,060	2,261,335	5.2
1999	732	3,218	2,355,785	5.2
2000	727	3,284	2,387,146	2.1
2001	734	3,389	2,487,605	3.2
2002	739	3,455	2,553,031	1.9
2003	746	3,512	2,620,086	1.6
2004	751	3,805	2,857,619	8.3
2005	752	3,743	2,814,670	-1.6

(注) 日本プロ野球選手会公式ホームページ (<http://jpbpa.net/research/>) をもとに筆者作成。

体的には、シンポジウムの開催、公式ホームページの開設、野球雑誌への記事の連載、プロ・アマ関係の改善への取り組みであった。こうした取り組みが、従来のような労働条件・待遇改善の要求にとどまらない、球界の構造改革を提案することにつながっていくのであった。

選手会大会が開催された1999年7月24日、選手会の古田敦也会長は、選手会の将来について有識者らから意見を聞くシンポジウムを、早ければ同年オフに開く考えがあることを明らかにした¹⁶⁾。これが実現し、同年12月2日、選手会の主催によるシンポジウム「プロ野球の明日を考える会」が

開催された¹⁷⁾。このシンポジウムの目的は、「日本プロ野球の問題点について真摯に議論し、それを選手会の活動に役立てること」であり、選手5名とメジャーリーガーを含む有識者7名、計12名が参加した¹⁸⁾。第1回の主なテーマは「球団と対等な選手であるために」というものであり、これはFA宣言した選手が他球団と代理人交渉を行おうとしたが拒否されるという問題が起こったことを受けてのものであった¹⁹⁾。翌12月3日の選手会大会では、代理人制度の実現に向けて団結していくことを確認し²⁰⁾、事務局体制の強化を含む活動の基本的な指針についての決議が行われた²¹⁾。このシンポジウムは、2002年12月4日に開催された第4回より一般公開され、2004年までに計5回行われている。

次に選手会は、2000年11月21日に公式ホームページを開設した²²⁾。その主な内容は、選手会の活動内容や球界の問題点とそれに対する選手会の主張についての情報発信であった。機構側には野球ファンからの問い合わせの窓口が存在しない一方で、選手会ホームページではファンの意見をメールで募集しており、寄せられた意見の中には選手会の活動に関するもののみならず、球界の諸問題に関するものも存在したとされている²³⁾。

また選手会は、2002年11月より、ベースボール・マガジン社『週刊ベースボール』誌上に「選手会通信」と称した記事の連載を開始した。その内容は、球界の時事的な話題を取り上げ、それに関連した球界の制度等について概説するとともに、その問題点や改善案などを提起するといったものが多くみられた。

例えば、『週刊ベースボール』2002年12月2日号掲載の「選手会通信」第2号では、「日本人選手のメジャー・リーグ移籍と『転職の自由』」と題し、2名の選手のうち一方はFA権の行使によって、もう一方はポストティングシステムによってメジャー・リーグへの移籍を表明したことについて取り上げている。その上で、保留選手制度について会社員などの職業やサッカー選手など他のプロスポーツ選手と比較しながらその不自由さについ

て以下のように説明している。

「プロ野球選手は、一度球団に入ると球団から解雇されない限り、球団の承諾なく自分の自由な意思で他の球団に移ることが球団から認められていません。会社員などを含め他の職業の場合は、一度会社に入っても、その会社をやめて他の会社に行く『転職の自由』がありますが、プロ野球選手には転職の自由はないのです。(中略)他のプロスポーツを見ても例えばサッカー選手の場合は、Jリーグも含め一般にこのような制度は存在せず、一部の制限を除いて、球団との契約終了後は選手の自由意思で移籍することができますが、プロ野球の場合は、長期契約を結ばなくても球団が選手を一方的に拘束することができるのです」²⁴⁾

そして、FA制度の改善やポストティングシステムの廃止など、「選手の移籍をもっと活発にする制度」を提案している。

さらに選手会は、日本プロ野球界の問題のみならず、長年にわたって良好でなかったプロ・アマ関係の改善にも着手した。プロ野球関係者の高校野球部員への技術指導が大きく制限されてきた中、2003年12月26日には現役プロ野球選手による高校野球部員への技術指導を含んだシンポジウム「夢の向こうに」が初開催された²⁵⁾。

以上のように、選手会は1999年以降、選手の労働条件・待遇改善のみならず、アマチュアも含めた日本球界の問題点について議論の場を設けるようになった。また、ホームページや野球雑誌の連載記事など、情報発信の場を設け、主張や情報を野球ファンに発信していくようになった。ホームページは、野球ファンの生の声を選手会が直接得られる場でもあった。

4. ストライキの実施

こうした選手会の取り組みの一方で、2001年度からの公式戦試合数の140試合への増加²⁶⁾、2002

年度からの外国人選手²⁷⁾の同時出場できる人数制限（以下、外国人枠）の緩和²⁸⁾などが、選手会の了承を得る前に相次いで決定された。こうした機構側の「不誠実な交渉」について、2002年3月29日、選手会は機構の不当労働行為救済を東京都地方労働委員会に申し立てた²⁹⁾。2年間の調査を経て、2004年3月3日に和解が成立し、以降、月1度の事務折衝、2か月に1度の本交渉（協議交渉委員会）、年に一度の12球団選手会長代表者会議での労使問題の協議が実現した³⁰⁾。

その一方で、同年6月13日には赤字を抱える近鉄バファローズと、オリックスブルーウェーブの合併構想が報じられた³¹⁾。選手会は、6月18日に特別委員会の招集を要望し、7月5日の協議交渉委員会において再度特別委員会の招集を要望したが、結局開催されることはなかった。さらに、7月7日のオーナー会議において早くも両球団の合併が了承された。また、同日26年ぶりにオーナー会議に出席した西武ライオンズの堤義明オーナーが会議終了後の記者会見において「具体的に発表できる段階ではないが、西武、ダイエー、日本ハム（筆者注：北海道日本ハムファイターズ）、ロッテのどことどこが一緒になるか模索している」³²⁾と述べ、10球団1リーグ構想といった球界再編も提案された。翌8日には読売の渡邊恒雄オーナーが、囲み取材でオーナーとの対話を選手会が望んでいる旨を記者から伝えられた際に、以下のように述べ、選手会との交渉には応じない姿勢を示した。

「無礼なことをいうな。分をわきまえないといかんよ。たかが選手が。たかが選手だって立派な選手もいるけどね。オーナーとね、対等に話をする協約上の根拠は一つもない」³³⁾

これに対して選手会は、両球団の選手・職員の雇用に関する問題と、応援する球団を両球団のファンが失うことへの危惧から、7月13日に合併の先送り等を要望した決議書をコミッショナー事務局に提出した。

さらに選手会は、法的手段による解決も試みた。8月28日には東京地裁に、9月3日には東京高裁に合併差し止めを求める仮処分申請を行うが、ともに却下された。

9月7日に合併に反対する120万人以上の署名を実行委員会に提出するなどして合併の阻止を試みたが、9月8日の臨時オーナー会議で両球団の合併がついに正式承認された。

しかし同日、東京高裁が選手会の団体交渉権については認定したため、選手会は新規球団参入を視野に入れた2005年度の12球団制維持を主張し、機構側と団体交渉を行った。機構側は2005年度の新規参入に消極的であり、9月17日の団体交渉において合意に達しなかった結果、選手会は9月18日・19日の公式戦全試合のストライキを実施した。これは日本プロ野球史上初の出来事であった。

ストライキ当日の選手の動向については、サイン会や野球教室などを行ったほか、選手会主催のファンイベント「みんな野球が好きなんだ」を行った³⁴⁾。

団体交渉が合意に至らない場合は9月24・25日のストライキも予定されていたが、機構側が2005年度の新規参入に向けて最大限努力すること、機構と選手会との間で球界の諸問題について1年間協議する「プロ野球構造改革協議会」の設立などを条件に9月23日に妥結し、ストライキは回避された。新規球団参入審査の結果、11月2日に新球団・東北楽天ゴールデンイーグルスの新規参入が決定し、2005年度以降の12球団制が維持されたが、オリックス・近鉄両球団の合併の阻止には至らなかった。

5. おわりに

以上のように、選手会は労組として選手の労働条件・待遇改善に継続して取り組む一方で、1999年以降、新たな活動として球界構造改革へも取り組んできた。しかし、公式戦試合数の増加など、機構側によって一方的に労働条件を改悪される事例も存在し、2004年の球界再編問題はその最たる

ものであった。球界再編問題において選手会は、特別委員会の開催を申し出るなど、球界内の制度に則った問題解決を図ったが、球団側の了承を得られなかった。そこで裁判所への申請といった法的手段を講じ、労組としての法的地位を根拠に団体交渉や日本プロ野球史上初のストライキ等を行った。その結果、12球団制を維持することができ、選手の労働条件・待遇の改悪は免れた。その上、球界構造改革について機構側と協議できる場を得た。

球界再編問題については、「1試合1億円とも言われ」る「巨人の放映権の配分をめぐるセとパの戦い」であり、「当初から、最終的な落としどころは、どれくらいの割合で来期から交流試合をやるのかということにあったと思われ」という指摘も存在する³⁵⁾。確かに、2リーグ制を維持した上で交流戦を行うという結果は、結局は各球団の利害の妥協点であったという側面もあるだろう³⁶⁾。しかし、機構・球団主導の球界構造の中、球界の在り方に大きくかかわる問題に関して選手会が自らの要求を一定達成し、その上機構・球団と対等な立場に近づいたことは、選手の地位の向上において大きな意味を持つといえよう。

また、球界再編問題では署名活動などにより、多数の野球ファンが選手会への支持を表明した。その背景のひとつとして、選手会自身が公式ホームページ等のメディアを持ち、ファンと選手で双方向のコミュニケーションを行ってきたことが考えられる。選手会は野球ファンに向けてどのような情報を発信し、またどのように意見を主張していったのか。これらの検証は今後の課題である。

注および引用・参考文献

- 1) 原則として、入会は選手個人の意思に任されており、入会資格はすべての選手が有している。外国人選手であっても加入する例や、日本人選手であっても、1986年12月に労組選手会を脱退し、1989年1月に復帰したヤクルトスワローズ選手会や、1992年に脱会した落合博満のような例も存在する。
- 2) リーグ会長職は2008年を最後に廃止された。
- 3) 阿部武尊「労働組合日本プロ野球選手会の労使交渉過程—1985-1993年を中心に—」『スポーツ史研究』第29号、2016年、15-25頁。選手会に関する先行研究については、同16頁を参照されたい。
- 4) 松原徹氏への聞き取り調査、2013年10月10日。
- 5) 「プロ野球FA制、オフから3年ごと行使OK 対象は落合ら60人」『朝日新聞』1993年9月22日、「FA制、今オフから条件、米より厳しく 機構と選手会の交渉妥結 プロ野球」『日本経済新聞』1993年9月22日、「超大物 どこへ? FA制今秋に導入」『毎日新聞』1993年9月2日、「プロ野球 FA制、労使が最終合意 一軍年間150日で10年 今秋から実施」『読売新聞』1993年9月22日。
- 6) 「FA資格 緩和要求へ 獲得年数短縮や補償金減額 プロ野球労組」『朝日新聞』1993年12月8日、「FA制の改善要求「他球団との事前交渉解禁」労組選手会」『日本経済新聞』1993年12月8日、「選手会労組 FAで不満続出 交渉解禁日や補償金」『毎日新聞』1993年12月8日、「FA補償金 低減を プロ野球選手会が改善要求」『読売新聞』1993年12月8日。
- 7) 「FA条件緩和など要望 プロ野球労使交渉」『朝日新聞』1994年1月28日。
- 8) 「『9年でFA』決着 外国人一軍枠は1増」『朝日新聞』1997年9月2日、「FA資格の取得9年に短縮決定 プロ野球労使」『日本経

- 済新聞』1997年9月2日、「FA、9年に短縮1軍外国人登録は4人以内 労使合意」『毎日新聞』1997年9月2日、「FA取得9年に短縮再取得は4年 外国人一軍枠4人に」『読売新聞』1997年9月2日。
- 9) 「障害補償一律倍額化を決定 プロ野球実行委」『毎日新聞』1996年1月26日。
- 10) 年俸が限度額以下の選手が一軍登録された場合、登録日数1日につき、限度額とその選手の年俸との差額の150分の1が支払われる。例えば限度額1300万円、年俸700万円の場合、一軍登録1日につき、 $(1300万 - 700万) \div 150 = 4$ 万円が年俸に追加される。この場合、1年間一軍に登録された選手の最低年俸は1300万円となる。
- 11) 日本プロフェッショナル野球組織『日本プロフェッショナル野球協約1999』1999年。
- 12) 「プロ野球 135試合制に 吉国コミッショナーが裁定 来季から」『日本経済新聞』1996年10月1日、「来期は135試合制に プロ野球コミッショナーが裁定」『毎日新聞』1996年10月1日、「プロ野球135試合制に コミッショナー裁定 「4ドーム時代」対応 来季から」『読売新聞』1996年10月1日。
- 13) 「1億円プレーヤーの減額制限30%に拡大 選手関係委と選手会が合意」『毎日新聞』1996年11月20日、「FA資格見直し討議へ」『読売新聞』1996年11月20日。
- 14) 「1億円プレーヤーの減額制限30%に拡大 選手関係委と選手会が合意」『毎日新聞』1996年11月20日、「FA資格見直し討議へ」『読売新聞』1996年11月20日。
- 15) 「11月の日米野球へ、運営委員会を設置 プロ野球の実行委員会」『毎日新聞』1996年7月21日。
- 16) 「シドニー五輪予選参加を承認 プロ野球選手会」『読売新聞』1999年7月25日。
- 17) 「代理人問題に意見集中」『日本経済新聞』1999年12月3日、「プロ野球選手会のシンポ」『読売新聞』1999年12月3日。
- 18) 日本プロ野球選手会『プロ野球の明日のために 選手たちの挑戦』平凡社、2001年、12-14頁。なお、第1回の参加者は以下の通り。古田敦也、小宮山悟、桑田真澄、石井琢朗、高木大成（以上選手）、野茂英雄、長谷川滋利（以上メジャーリーガー）、青島健太、筑紫哲也（以上キャスター）、金子達仁、二宮清純（以上スポーツライター）、西村欣也（朝日新聞編集委員）。
- 19) 同『プロ野球の明日のために 選手たちの挑戦』16頁。なお、代理人交渉は、2000年11月2日のオーナー会議にて承認された。しかし、承認以降も代理人の同席を認めない球団も存在した。
- 20) 「代理人制要求を確認 労働組合日本プロ野球選手会（プロ野球短信）」『朝日新聞』1999年12月4日。
- 21) 前掲『プロ野球の明日のために 選手たちの挑戦』23-24頁。
- 22) 「球界も変わらなきゃ 『選手会』が労働条件改善へ活動強化」『朝日新聞』大阪夕刊、2000年11月25日。
- 23) 前掲『プロ野球の明日のために 選手たちの挑戦』33頁。
- 24) 「選手会通信」『週刊ベースボール』2002年12月2日号、ベースボール・マガジン社、96頁。
- 25) 「プロ野球11選手が高校生を直接指導 大阪でシンポ」『朝日新聞』2003年12月27日、「プロ直接指導 球児「感激」初のシンポ」『日本経済新聞』2003年12月27日、「プロの技 球児へ直伝 大阪で初のシンポ」『毎日新聞』2003年12月27日、「高校球児にプロの技 伝授 大阪でシンポ」『読売新聞』2003年12月27日。
- 26) 「ヤクルト・古田会長は140試合に反対（プロ野球短信）」『朝日新聞』2000年6月22日。
- 27) 外国人選手のほとんどは選手会に入会していない。
- 28) 「外国人出場4人可能に」『日本経済新聞』2001年12月20日。

- 29) 「プロ野球労使問題 都労委に救済申立て
選手会「交渉が誠実でない」『読売新聞』
2002年3月30日。
- 30) 日本プロ野球選手会『勝者も敗者もなく
2004年 日本プロ野球選手会の103日』ぴ
あ、2005年、74頁、77頁。
- 31) 2004年のストライキについては、特に断りが
ない限り、同『勝者も敗者もなく 2004年
日本プロ野球選手会の103日』を参照した。
- 32) 「『パ、もう1組合併協議』来季10球団 ロッ
テ焦点に 1リーグ制へ加速」『日本経済新
聞』2004年7月8日。
- 33) 渡邊恒雄『わが人生記 青春・政治・野球・
大病』中央公論新社、2005年、148頁。渡邊
は、球団スカウトのアマチュア野球選手への
金銭供与問題の発覚により、球界再編問題の
最中であった2004年8月13日に引責辞任し
た。
- 34) 前掲『勝者も敗者もなく 2004年 日本プロ
野球選手会の103日』、302-317頁。
- 35) 北矢行男「視聴率低下が示す巨人と日本野球
の凋落」『週刊エコノミスト』2004年11月30
日号、毎日新聞社、28頁。ただし北矢は、視
聴率の低下による日本プロ野球における読売
一極構造の限界にも言及している（同29頁）。
- 36) 読売以外のセ・リーグ5球団は2リーグ維
持、読売とパ・リーグ球団は1リーグへの再
編を主張していた。「プロ野球実行委 阪神
『2リーグ』主張 パ球団は『1リーグ移
行』」『毎日新聞』2004年7月27日。